

岩手県議会個人情報の保護等に関する条例の一部を改正する条例

岩手県議会個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保有特定個人情報の利用の制限） 第13条 議会は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。）であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）をいう。以下同じ。）を自ら利用してはならない。 2～4 [略] （開示請求権） 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 [略] （保有特定個人情報の利用停止請求権） 第40条 何人も、自己を本人とする第32条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 （１） 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されて	（保有特定個人情報の利用の制限） 第13条 議会は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。）であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）をいう。以下同じ。）を自ら利用してはならない。 2～4 [略] （開示請求権） 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 [略] （保有特定個人情報の利用停止請求権） 第40条 何人も、自己を本人とする第32条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 （１） 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されて

いるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 （2） [略] 2 [略] （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第54条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	いるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 （2） [略] 2 [略] （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第54条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定<u>に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。